

第4号様式（第2条関係）

（表）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

		受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	{

【建築物又は工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	☐ 地域の特性及び周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮し、街並み及び周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置・規模とすること。	
形態意匠又は色彩等	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 ☐ 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 ☐ 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 ☐ 多くの色彩又はアクセント色を使用する場合には、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 ☐ オイルタンク、室外機その他建築物に附属する設備は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
敷地の外構等	☐ 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 ☐ 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植及び緑化に配慮すること。 ☐ 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

(裏)

【開発行為】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形状・緑化等	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 ☐ 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、又は活用すること。 ☐ 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植及び緑化に配慮すること。	

【その他】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	☐ 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	

注1 印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

(日本産業規格A4)